

---

# 海洋紛争の解決手続と法の支配

西村 弓

Nishimura Yumi

---

## はじめに

国連海洋法条約（以下、「海洋法条約」）は、第15部において海洋法条約の解釈・適用に関する紛争について原則として義務的な解決手続を定める。海洋法条約の発効から20年強が経ち、紛争解決の事例も徐々に増大してきた。国際社会における法の支配の観点から、海洋法条約の紛争解決手続とその実践についてはどのように評価できるだろうか。本稿は、海洋法にかかわる紛争の解決について、第1に、海洋法条約の仕組みを概観したうえで、海洋紛争における手続の選択の実際を確認する。既存の常設の裁判所、仲裁裁判、調停といった手続はどのように選択され、どのように紛争解決に結びつくのだろうか。第2に、以上の検討の具体例として、日本との関係では、近隣諸国との関係で海洋に関する懸案を裁判に訴えて解決する選択肢は現実的か、あるいは望ましいかが問われよう。本稿は、以上の2つの角度から、海洋法条約が用意した紛争解決の仕組みとその意義および限界を改めて検討するものである。

## 1 海洋紛争解決の法的枠組み

### (1) 海洋法条約第15部の規定

海洋法条約第15部は、同条約の解釈・適用をめぐる紛争の解決について以下のように定める。すなわち、紛争当事国は紛争解決に向けた意見交換等を行なうことを求められるが（第1節）、それでも紛争が解決されない場合は、一方当事国の付託によって原則として裁判が開始される（第2節）。一方的付託に基づく義務的な裁判手続が導入されたのは、一方では、第3次海洋法会議におけるさまざまな利害調整と妥協を経てパッケージ・ディールとして成立した条約内容が、国家の一方的な行動によって害されることがないようにある種の保障を設ける必要性が認識されたからであり、他方では、詳細な内容に合意できなかった規定について紛争解決手続を通じた後の発展が期待されたからであるという<sup>(1)</sup>。裁判所は、海洋法条約および同条約に反しない国際法の他の規則を適用して裁判を行ない（第293条）、判決は当事国を拘束する（第296条）。もっとも、具体的にいずれの裁判所に紛争解決の任務を負わせるべきかをめぐって、国家間の見解の相違が解消されなかったため、海洋法条約は複数のフォーラムを挙げている<sup>(2)</sup>。具体的には、海洋法条約当事国は、国際海洋法裁判所（以下、「ITLOS」）、国際司法裁判所（以下、「ICJ」）、同条約附属書VIIによって組織される仲裁裁判所（以下、「附属書VII仲裁」）、または同附属書VIIIに規定する種類の紛争のために組織される特

別仲裁裁判所（以下、「附属書VIII仲裁」）の4つの裁判所から紛争解決フォーラムをあらかじめ選択することができ（いずれの裁判所も選択しない国家は、附属書VII仲裁を選択したものとみなされ）、両当事国が選択する裁判所が一致する場合には当該裁判所が、一致しない場合には附属書VII仲裁が裁判を実施することとされた（第287条）。

ただし、こうした義務的な裁判の実施に対しては第3節で例外が設けられている。第1に、排他的経済水域（以下、「EEZ」）における漁獲や科学的調査に対して条約上認められている沿岸国の裁量権行使に関する紛争については、第2節の義務的手続が適用されない（第297条）。第2に、第298条1は、(a) 海洋の境界画定または歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争、(b) 軍事的活動または第297条によって裁判所の管轄権から除外される漁獲・科学的調査等に対する法執行活動に関する紛争、(c) 国際連合安全保障理事会（以下、「安保理」）が任務遂行中の紛争、といった一定の種類の紛争について、義務的手続からの除外を書面によって宣言した国に対しては裁判管轄権が及ばない旨を定める。海洋法条約をめぐるあらゆる紛争について義務的な裁判の必要性を主張する国と、逆にすべての場合について当事国の合意を要求する国の間の妥協として、上記の例外事項を設ける代わりに第2節の義務的手続が合意されたためである<sup>(3)</sup>。なお、適用制限または選択的除外によって裁判手続の対象とならないこれらの紛争の一部については、後述のように、一方当事国の訴えによって附属書V第2節に定める強制調停に付することができる。

## (2) 第287条下における裁判所の選択

上記のように、第287条の下で条約当事国は自らが関係する紛争を付託する裁判所をあらかじめ選択することができる。2017年8月末現在、168の海洋法条約当事国のうち、ITLOSを選択する国が10カ国、ICJを選択する国が6カ国、ITLOSおよびICJを選択する国が12カ国と、常設の裁判所を選択する国は合計28カ国である<sup>(4)</sup>。また、6カ国は、常設の裁判所を選択しつつ、特定種類の事案についてのみ附属書VIII仲裁を選択する<sup>(5)</sup>。これに対して、ITLOS、附属書VII仲裁（チュニジア）やITLOS、附属書VII仲裁、ICJ（ドイツ）の順での選択、4裁判所すべての選択（ポルトガル、東ティモール）のように、常設裁判所と仲裁の双方を選択する国、あるいは附属書VII仲裁（エジプト、スロベニア）や附属書VIIおよび附属書VIII仲裁の双方を指定する国（ベラルーシ、ロシア、ウクライナ）は少数であり、意図的に選択を行なっている国家の多くは既存の常設の裁判所を志向する傾向にある。この点について、イタリアおよびベルギーは、裁判所選択宣言に際して、組織的継続性を有する常設の裁判所がもつ信頼性に言及している。

最も多いのは、何らの選択宣言も行わず、したがってデフォルトとして附属書VII仲裁を選択していることとなる125カ国であるが、これらの国が積極的な意図をもって附属書VII仲裁を選択しているのか否かについては不明である。いずれにせよ、これらの国々を一方当事国とする紛争や、同一の手続を選択していない国々間の紛争は附属書VII仲裁で処理されることになるため、第287条の構造上、附属書VII仲裁が管轄する事案が多数を占めることが本来は自然であろう。では、実際はどのようなのだろうか。2017年8月末までに、海洋法条約第15部に基づいてICJや附属書VIII仲裁に付託された事案は存在しないが、ITLOSには合計

24件の事件——そのうち、拿捕船舶の速やかな釈放手続が9件、附属書VII仲裁設置までの暫定措置の要請が6件、勧告的意見が2件を占める——が付託されている。本案については7件が提起されているが、これらのなかには、当初は附属書VII仲裁に提起された紛争が両当事国の合意によってその処理フォーラムをITLOSに変更した5件の例が含まれる<sup>(6)</sup>。他方、同期間に附属書VII仲裁には11件の事件が提起されている<sup>(7)</sup>。こうした現状からは、第287条の構造にもかかわらず、実際には、約20年間の実績において附属書VII仲裁が選択される案件が突出して多いわけではないことに気づかされる。

すでに分担金として支払い済みの運営費用で利用しうるICJやITLOSに比して、附属書VII仲裁の設置・運用には新たな支出が伴う。仲裁裁判官選定等の手続を経る必要があることを考えれば、例えばITLOSと比較して裁判の実施は必ずしも迅速とも言えない。海洋法条約を離れてアドホックに組織される仲裁の場合には、後述するように裁判官や手続等と並んで適用法規についても付託合意によって指定しうるため、事案によっては厳密な法の解釈・適用にとどまらず、国家間の懸案をより柔軟に処理することも可能だが、海洋法条約第293条において、附属書VII仲裁は、ITLOSやICJと同様に海洋法条約および同条約に反しない国際法の他の規則の適用を義務づけられている。それでも仲裁手続をあえて選択する理由があるとすれば、裁判官の選任を自由に行ないうる点くらいだが、実際には裁判官に合意できない、あるいは一方当事国が管轄権を争い指名を行なわないケースも多く、ITLOS裁判長による仲裁裁判官の指名が行なわれる。この場合、現職やかつてのITLOS裁判官が選任されることが多く、具体的な裁判官という観点からも常設裁判所と附属書VII仲裁はさほど変わらない。

仲裁利用に特筆すべき利点がないのであれば、組織的な継続性を有し、その判断に一定程度の予見可能性が見込まれる常設の裁判所が選好されることも合理的であろう<sup>(8)</sup>。また、国内的な説明の観点からも、支出の合理性に加えて、国際的に信頼を得ている常設裁判所の判断であれば、仮に自国に不利な判決であっても服すべきことを説明しやすい。第298条の下で、附属書VII仲裁に対象を特定して選択的除外宣言を行なう例がみられることから<sup>(9)</sup>、とりわけ境界画定等の政治的に機微な紛争について、第三者による拘束的判断に同意する以上は、既存の常設裁判所による審理を選好するとの国家の意図がみてとれよう。

### (3) 海洋法条約の手続以外による海洋紛争解決

他方で、海洋紛争の解決という観点からは、海洋法条約上の手続を避ける選択肢が採られることもある。主として海洋境界紛争等について、海洋法条約第15部ではなく、強制管轄権受諾宣言やアドホックな付託合意を基礎としてICJで海洋紛争が扱われる例は多い。陸地の領有や境界の問題を含めて紛争の全体的な解決を目指す場合に、海洋法条約上の紛争解決手続においてそれら海洋法条約の埒外の問題を含むいわゆる「混合請求 (mixed claim)」に対して管轄権が成立するかが不明確なことがその一因である<sup>(10)</sup>。紛争の全体を一括して解決することを考慮して、管轄対象が限定されている海洋法条約上の手続を回避する例である。

また、前述のように、第15部第2節の義務的裁判手続においては、海洋法条約および同条約に反しない国際法の他の規則が適用法規とされるが、地形や資源の所在等の個別の事情に照らして、法的判断のみでは両当事国にとって納得しうる解決が得られないことが予想され

る場合には、より幅広い基準に基づく判断を確保するために独自の手続に訴えることが模索される。海洋法条約発効前の調停の例であるが、アイスランドとノルウェー（ヤンマイエン島）の間で行なわれた調停が多様な法的・事実的要因に考慮を払って共同開発方式を勧告し、紛争解決を導いた例は著名である<sup>(11)</sup>。

近年においても、2009年、クロアチアとスロベニアが、海洋法条約第15部の手続を利用せず、アドホックな付託合意を締結して両国間の海洋紛争を仲裁裁判所に付託している。付託合意第4条において、仲裁裁判所は、(a)両国間の海洋および陸の境界画定については国際法の規則および原則を、(b)スロベニアから公海へのアクセスおよび関係海域の使用レジームについては、関連事情を考慮に入れて公平かつ公正な解決（a fair and just result）を達成するために、国際法、衡平および善隣関係の原則（international law, equity and the principle of good neighbourly relations）を適用することとされている。関係地形上、境界画定を行なえば、スロベニア領海はすべてイタリアもしくはクロアチアの領海と接することが予想され、実際、上記の第4条(a)により国際法に基づいて行なわれた境界画定の結果、スロベニアは他国領海を通過しなければ公海に出ることができないこととなった。裁判所は、第4条(b)に照らして当事国の死活的利益を考慮する必要があるとして<sup>(12)</sup>、①スロベニア領海から公海へのアクセスを確保するために、隣国クロアチア領海内に幅2.5カイリの「アクセス海域」を設定し<sup>(13)</sup>、②同海域において、EEZにおいて他国に認められるような航行・上空飛行・海底ケーブル等の敷設等の自由をあらゆる船舶および航空機に対して認める旨を判示した<sup>(14)</sup>。

クロアチアは、当該仲裁判断は拘束力を欠くため、同国は判断を履行しないとの声明を発表しているが<sup>(15)</sup>、仲裁無効の申し立ては仲裁手続に瑕疵があったことを理由に2015年段階から同国が主張しているもので<sup>(16)</sup>、仲裁判断を受けて示されたものではない。少なくとも当初の段階では、厳密な法的判断の枠を超えて両国間に衡平な解決を達成するための工夫を求めて付託合意が起草されたと言える。

もっとも、海洋秩序は第三国による海洋利用が関係し公共的側面を有するため、紛争当事国間の合意によって裁判準則を実定法規則の外に広げる場合においても、裁判所は完全に自由な決定を下せるわけではない。海洋法条約は、当事国が同条約の基本原則の適用を害するような合意を締結することを禁じており（第311条3）、上記仲裁も、「アクセス海域」に関する判示が海洋法条約の基本原則を逸脱しないことを確認している<sup>(17)</sup>。その意味において、海洋法の基本原則の枠内にとどまりつつ、しかし事案に応じて柔軟な解決を模索しうる点が、海洋法条約第15部を離れた手続を利用することの利点である。すなわち、少なくとも海洋法条約当事国間における海洋紛争の判断は、たとえそれが適用法規を実定国際法規則に限らない仲裁や調停に付されたとしても、海洋法の基本原則の枠内で個別の地形や利害関係の特殊性に配慮したものにとどまるのであって、法的判断を離れた政治的決定として完全に個別事案に特化して下されるものではない。

## 2 日本と海洋法紛争の解決

以上のような海洋紛争の解決の国際的枠組みとその傾向に照らして、日本が隣国との間に



抱える紛争についてはどのような解決の可能性があるだろうか。

### (1) 選択的除外宣言と裁判付託可能性

東シナ海の日中両国の大陸棚・EEZの境界未画定海域においては、中国が14基のプラットフォームを建設し開発活動に着手していることが報道されている。こうした中国の活動について、海洋法条約第83条3が未画定海域において関係国に求める自制義務違反であるとして、同条約上の紛争解決手続に訴えるべきであるとする議論があるが、提訴は可能だろうか。また、紛争の解決につながるだろうか。

海洋法条約第83条1は、大陸棚の境界画定について、「衡平な解決を達成するために〔……〕国際法に基づいて合意により行なう」と定める。合理的期間内に合意が達せられない場合には、第15部の手続に付すことができ（第83条2）、また、画定までの間、関係国は、「理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないために」あらゆる努力を払う義務を負う（同3）。しかし、中国は2006年に、「海洋の境界画定に関する〔……〕第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争」（第298条1(a)(i)）を含め、第298条1(a)–(c)に定めるすべての類型の紛争について義務的裁判を否定する選択的除外宣言を行っており、日中間の境界画定については裁判に付しえないことになる。問題の焦点は、中国の上記宣言にもかかわらず、境界画定前の係争海域における行動をめぐる紛争——とりわけ、最終合意到達を阻害しない義務（自制義務）の中国による違反——について、なお提訴が可能かである。

この点については、第74条1および第83条1（境界画定）をめぐる紛争は除外宣言の対象である「海洋の境界画定に関する第74条及び第83条の規定の解釈又は適用に関する紛争」に該当するが、第74条3および第83条3（画定前の係争海域における行動）をめぐる紛争は該当しないという立論がありえよう。第298条1(a)の選択的除外は、境界画定は、国家の管轄権が及ぶ海域の範囲を確定するという点で政治的・経済的な重要性を帯びるため、交渉と合意によってのみ決定すべきであるという一部の国家の主張に配慮して入れられた<sup>(48)</sup>。これに対して、未画定海域における関係国の行動を規律する第74条3および第83条3は、画定の基準や方法を定めたものではなく、選択的除外が認められた上記の理由が直接には妥当しないからである<sup>(49)</sup>。

### (2) 自制義務の範囲

しかし、境界画定問題に一切触れずに自制義務に関する請求内容を構成しようとするれば、日中両国による権原主張が重複する海域の全体を自制義務の対象海域とせざるをえないが、中国が自然延長論に基づいて主張する沖縄トラフまでの海域についても自制義務の対象と認めることは日本にとっては受け入れ難いだろう。また、海洋法条約第76条1によって、基線から200カイリまでについては、沿岸からの距離が大陸棚に対する主権的権利の根拠となったことから、向かい合う国との距離が400カイリを超えない場合には、200カイリを超えて大陸棚の権原は存在しないとして、日中の大陸棚に対する権原が重複する範囲はそれぞれの沿岸から200カイリまでであると解したところで、東シナ海の大半は重複海域となる。沿岸

部に近い場所も含め、権原が重複する海域全体に対して自制義務を主張できるのだろうか。また、そのような主張をすることが妥当なのだろうか。

自制義務の範囲については、近年の2つの判断が参考となる。ガイアナ対スリナム事件判決（2007年）において、附属書VII仲裁は、海洋法条約第74条3および第83条3は、平和友好関係の強化と紛争の平和的解決という条約目的の重要な一側面をなすものの、係争海域においてあらゆる活動を禁止する趣旨ではなく、境界画定合意の達成を危うくする効果をもたない活動は同条の下で許容されるとする<sup>(20)</sup>。裁判所によれば、他方当事国の権利に恒久的な影響を与える活動は慎まなければならないが、他方で、画定がしばしば時間を要することに照らせば、「裁判所はまた、画定がなされるまでの期間に係争海域における両当事国の経済開発の追求を不可能ならしめないように注意しなければならない」、仲裁判断は「両者の微妙なバランスを反映しなければならない」。具体的には、音響探査のような海洋環境に物理的変化をもたらさない活動は許容されるが、ガス田開発のような恒久的な物理変化をもたらす行為は、画定合意到達を危うくするため禁じられるという<sup>(21)</sup>。

また、ガーナ対コートジボワール境界画定事件の暫定措置命令（2015年）において、ITLOS特別裁判部は、係争海域におけるガーナによる探査・開発の中止等を求めるコートジボワールの請求に対して、すでに掘削が行なわれていることに照らせば、既存活動を含めたあらゆる開発活動の停止命令は、ガーナが主張する権利を侵害し、同国に「過度の負担（an undue burden）」を負わせ、また、設備の劣化により海洋環境に深刻な危険をもたらす恐れもあると指摘する<sup>(22)</sup>。ITLOSは、コートジボワールの権利を保全するために、新たな掘削を行なわないことをガーナに命じたが、すでに着手済みの開発の中止は命ぜられなかった<sup>(23)</sup>。

本稿の観点から注目すべきは、両判断が、しばしば長期にわたる画定前の期間において係争海域の経済的開発にも配慮すべきとしている点である。具体的な画定が未だなされていないとはいえ、係争海域はいずれかの沿岸当事国に属する大陸棚であり、資源に対する当該国の主権的権利の行使を必要以上に禁ずることは、鉱物資源の利用を主目的とする大陸棚制度の趣旨に反するとの考慮がその背景にある。そうした考慮に照らした場合、画定がなされる際には各沿岸国に帰属する蓋然性が極めて高い沿岸部までも含めて、距岸200カイリの権原主張が重複する海域のすべてを対象として自制義務を主張することは困難と考えられる。

他方で、境界画定後に自国大陸棚となる可能性のある海域のみに注目し、将来的に境界線が引かれる蓋然性が高い海域に限定して自制義務を問題にしようとするれば、確定的にはないにせよ境界画定を予断する判断が前提となるため、第298条1(a)の除外宣言の効果として裁判管轄権が否定される可能性がある。仮に「中間線近傍における自制義務」といった抽象的な表現を用い海域の特定を避けることにより除外宣言の存在をクリアできるとしても、暫定中間線を海岸線の長さの比率等の関連事情に応じて修正するという、国際判例を通じてほぼ確立した境界画定手法に照らせば、境界線は中間線よりも東側に移動する可能性があり、日本が主張する自制義務違反による権利侵害の根拠がもっともらしくないと判断される恐れもある。境界画定そのものが裁判所によってなされえない状況下で、しかも現状において中国が中間線の東側では開発行為を行っていないという事実を照らして、上記のような判断

が下される可能性がある手続に訴えることは、日本が望む紛争解決に資するとは言えないだろう。第298条の宣言をなしている中国を相手どって義務的裁判手続に訴えることは困難であり、また紛争解決にとって必ずしも効果的とも言えないと考えられる。

### (3) 強制調停

東シナ海紛争について裁判の利用が現実的ではないとして、海洋法条約上は対応手段がないのだろうか。この点については、①海洋法条約の効力発生の後に生じ、②紛争当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られず、③陸地の領有権に関する未解決の紛争についての検討を要しない紛争であれば、海洋法条約附属書V第2節に定める調停に訴えることが可能である(第298条1(a)(i))。上記①および③の条件に照らせば東シナ海の問題について調停を利用する可能性は大きくはないが<sup>(24)</sup>、仮に調停が実施されるとして、そのプロセスや判断は第2節の裁判手続とどのように異なり、どのように評価できるだろうか。

第293条は第15部第2節の手続について海洋法条約および海洋法条約に反しない国際法の他の規則を適用法規とするが、調停は第1節および第3節に基礎づけられるため同条の対象とならず、必ずしも国際法のみによることを義務づけられない。多面的な考慮要素を取り入れ、紛争の事情に照らした柔軟な解決を図る余地をもつ点に調停の積極的意義が求められる<sup>(25)</sup>。

もっとも、第311条に照らして、海洋法条約の基本原則を害するような解決が許されないことは、すでに述べたとおりであり、さらに、附属書V調停委員会は、判断の基礎となる理由を付した報告書(第298条1(a)(ii))、より具体的には、紛争に関連するすべての事実または法に関する結論および友好的な解決に資する勧告を記した報告書(附属書V第7条1)の提出を義務づけられている。また、海洋法条約採択時には合意が得られず、EEZ・大陸棚の境界画定の具体的な基準や手段は海洋法条約に書き込まれなかったものの、その後の国際判例の集積によって、現在では、①暫定中間線を、②関連事情に照らして修正したうえで、③海岸線の長さや大陸棚面積の比率が乖離していないかを確認するといういわゆる「三段階アプローチ」が広く受け容れられている<sup>(26)</sup>。事実と法についての評価を明示することを求められる調停委員会は、こうした状況下において、地形等による特殊事情が存在しない限り、同アプローチに沿った判断を下す可能性があり、その場合、調停は単に法的拘束力を欠く点において裁判と異なるのみで、その判断の内容や論理は実態として裁判と異ならないのではないかと——今日の境界画定について調停は独自の意義をもつのか——という疑問が生じよう。

そうしたなか、2016年、同条に基づいた強制調停が東ティモールによってオーストラリアを相手どって初めて提起された<sup>(27)</sup>。5回にわたって開催された調停プロセスのなかで、両国は、大陸棚の境界画定、Greater Sunriseガス田の法的地位とその開発のためのレジーム、資源開発の道筋および利益分配の各項目のパッケージからなる合意に達したという<sup>(28)</sup>。東ティモールは元来は義務的裁判手続に提訴を行なう意図を有していたが、オーストラリアによる第298条の選択的除外宣言を前に提訴を断念し、代わりに調停を提起した。その意味では当初は単に裁判手続の代替として調停の利用が試みられたと言える。しかし、合意の詳細な内容は未だ公表されていないものの、上記の項目からみる限り、合意内容には、調停プロセスを通じた合意形成の建設的側面が現われているように思われる。境界画定にとどまらない合



意がなされるに至った背景や理由はどこにあるのか、両国間の解決は他の事例において参考にしうような一般化に耐える側面をもつのか、今後の検討課題である。

現段階で言えることは、そもそも「衡平な解決」を目標とする境界画定そのものについては、画定手段が確立しつつあることや調停も事実と法についての論理を説明する責任を負うことに照らして、裁判と調停の性質の差は現われにくい一方で<sup>(29)</sup>、調停手続は委員会と当事国の対話のなかで進行するという特質をもつため、三段階アプローチの適用のみでは解決が達成されない特殊な事情が存在する場合への対応や、画定までの暫定的なレジームの構築といった場面においては固有の意義をもつということである。もっとも、とりわけ、そうした局面において調停が紛争解決を導くためには、調停案そのものの内容の適切さもさることながら、調停案作成に向けた紛争当事国の協調姿勢や良好な関係が必要な条件となる<sup>(30)</sup>。実定法に基づいた判断であることによって一定の説得性をもつ裁判判決とは異なり、解決に向けた協力関係という前提が存在しない場合に調停案は効果を発揮し難く、また、そもそも事案に適した勧告内容の作成は両当事国の利害や事情、妥協点を十分に理解したうえでこそ可能になるからである。東ティモールとオーストラリアが書類の押収等をめぐって一時は悪化した関係を克服して調停合意に達したことや、海洋法条約上の手続ではないが、ベリーズとグアテマラの境界紛争の経緯<sup>(31)</sup>等に照らすと、一定の信頼醸成がなされなければ、仮に調停に訴えたとしても調停プロセスや調停案が紛争解決を導く基盤は見出し難い<sup>(32)</sup>。

### 3 むすびに代えて

海洋法条約は、合意された規定の安定性確保と合意できなかった規定内容の発展を目指し、裁判手続に消極的な国を含めて義務的裁判の可能性をできる限り確保するために、複雑な紛争解決手続を設けた。この二十数年の経験は、海洋法条約第15部がそれなりに利用されていることを示している。また、第15部が存在することで、交渉や調停、あるいは海洋法条約外の仲裁等によって、実定法規則を適用する第15部第2節に基づく解決を避け、事案の具体性に沿った柔軟な紛争の解決が図られる側面もある。この場合であっても、第15部に基づく調停は法と事実に関する判断の基礎を示すことが規定上求められ、そこでは結論の合理性が法規範やその限界を論じつつ、ある程度一般化可能な論理をたどって示されることになる。また、海洋法の公共的側面は、個別合意であっても海洋法の基本原則を害さないことを要求するのであって、これらの広い意味において、海洋紛争の解決手続は法の支配の下に置かれている。

他方で、第15部第2節の適用を確保しえなかった紛争類型については、裁判実施の威嚇が働かないため交渉その他の手段による解決のインセンティブも低い。一般的には、鉱物資源開発の必要性が高まれば、不安定な係争海域での作業を嫌う民間事業者に配慮して画定ないし暫定取極締結のインセンティブも高まる。そうした必要性を背景として関係国間の協力関係が築かれれば、紛争解決プロセスが開始されて、裁判であれ交渉あるいは調停等を通してであれ、上記のように法的な判断が得られることになろう。しかし、そのような環境が整わない東シナ海については、裁判や調停の実施が形式上は部分的にであれ可能であったとして



も、それらの手続を通して紛争の実質的な解決がもたらされるとは限らない。紛争解決手続の効果は——調停等の柔軟性をもつ手続に訴える場合には特に——、当事国の手続への協力に依存せざるをえないからである。

- (1) A. Boyle, “UNCLOS Dispute Settlement and the Uses and Abuses of Part XV,” *Revue belge de droit international* (2014), pp. 185–187.
- (2) N. Klein, *Dispute Settlement in the UN Convention on the Law of the Sea*, Cambridge University Press, 2005, pp. 54–57.
- (3) M. H. Nordquist, S. Rosenne and L. B. Sohn, *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary* (hereinafter cited as “Virginia Commentary”), Vol. 5, Martinus Nijhoff Publishers, 1989, p. 109.
- (4) 以下も含めて、各国による第287条に基づく裁判所の選択および第298条に基づく選択的除外宣言については、〈[https://treaties.un.org/pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=en](https://treaties.un.org/pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=en)〉を参照。

ITLOSを選択する国は、アンゴラ、ブルガリア、コンゴ民主共和国（旧ザイール）、エストニア、フィジー、ギリシャ、マダガスカル、スイス、タンザニア、ウルグアイ。バングラデシュは、対インド、対ミャンマーとの境界画定事件に、パナマはNorstar号事件について、セントビンセントは船舶の拿捕・抑留に関する事件に限定してITLOSを選択している。ICJを選択する国は、デンマーク、ホンジュラス、スウェーデン、ニカラグア、ノルウェー、英国。逆にICJの管轄権を明示的に否定する国に、アルジェリア、キューバ、ギニアビサウがある。

ITLOSおよびICJを優先関係を設けずに選択する国は、オーストラリア、カナダ、フィンランド、イタリア、ラトビア、オランダ、オマーン、スペインであり、ITLOS、ICJの順を指定して選択するのがベルギー、カボベルデ、クロアチア、モンテネグロである。

- (5) アルゼンチンおよびチリはITLOS、附属書VIII仲裁の順に選択している。エクアドル、メキシコは順位を設けずにITLOS、ICJ、附属書VIII仲裁を指定する。オーストリアは、ITLOS、附属書VIII仲裁、ICJ、ハンガリーはITLOS、ICJ、附属書VIII仲裁の順で選択を行なっている。
- (6) 当初からITLOSに係属したLouisa号、Norstar号の2事件に加え、Saiga号、南東太平洋におけるメカジキ資源の保存管理（取り下げ）、バングラデシュ対ミャンマー境界画定、Virginia G号、ガーナ対コートジボワール境界画定の各事件が附属書VII仲裁から移送されている。
- (7) 南マグロ、バルバドス対トリニダード・トバゴ境界画定、ガイアナ対スリナム境界画定、バングラデシュ対インド境界画定、チャゴス諸島海洋保護区、南シナ海、スカンジナビア・ニシン（取り下げ）、Arctic Sunrise号、Duzgit Integrity号、Enrica Lexie号、黒海等における沿岸国の権利の各事件である。これらのうち、南シナ海、Arctic Sunrise号の2件については、訴えられた国が出廷しないまま手続が進行している。
- (8) Boyle, *supra* note 1, pp. 190–192; V. K. Singh, “Analysis of Advantages and Disadvantages of Forums Prescribed under the UNCLOS and State Practice: The Way Ahead for India,” *Brazilian Journal of International Law*, Vol. 13 (2016), pp. 322–328. ITLOSとICJについては、海洋法専門の裁判所として設置されていること、比較的迅速に手続が進められる傾向にあること、当初はICJとの間でのいわゆる「フラグメンテーション」が危惧されたが実際には両者の法解釈には大きな相違がみられないこと、国家以外の欧州連合（EU）等の主体も当事者足りうること、途上国からはより幅広く多様な文明・地域を代表する裁判官が任命されていると評価されていること等から、後述する「混合請求」の場合を除いてITLOSが選好される傾向にある。両裁判所の比較については、Singh, *ibid.*, pp. 325–328; S. Wasum-Rainer and D. Schlegel, “The UNCLOS Dispute Settlement System: Between Hamburg and the Hague,” *German Yearbook of International Law*, Vol. 48 (2005), pp. 187–222 参照。

- (9) デンマークおよびノルウェーは、附属書VII仲裁が第298条1(a) - (c)の各紛争について扱うことを、アンゴラは同(a)について扱うことを否定する。ニカラグアは同(a) - (c)のすべてにつきICJにおいてのみ裁判を行なうとする。
- (10) I. Buga, "Territorial Sovereignty Issues in Maritime Disputes: A Jurisdictional Dilemma for Law of the Sea Tribunals," *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 27 (2012), p. 65.
- (11) 調停委員会の勧告については、Conciliation Commission on the Continental Shelf Area between Iceland and Jan Mayen: Report and Recommendations to the Governments of Iceland and Norway (1981), *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 27 (2007), pp. 1-34を、それを受けた両国間の合意については、Agreement on the Continental Shelf between Iceland and Jan Mayen, *International Legal Materials*, Vol. 21, No. 6 (1986), pp. 1222-1226を参照。
- (12) *In the Matter of an Arbitration under the Arbitration Agreement between the Government of the Republic of Croatia and the Government of the Republic of Slovenia, Signed on 4 November 2009, Final Award* (29 June 2017), para. 1079.
- (13) *Ibid.*, para. 1083.
- (14) *Ibid.*, paras. 1122-1128.
- (15) <<http://www.mvep.hr/en/info-servis/press-releases/28223.html>>.
- (16) スロベニア指名の仲裁裁判官がスロベニア政府代理人に裁判官会議の内容を漏洩し、他の仲裁裁判官に働きかけることを計画したとされる。クロアチアは重大な違反による付託合意条約の終了を主張したが、当該裁判官が辞任した後、仲裁裁判所は付託合意条約の趣旨・目的を破壊するという意味における重大な違法行為には当たらないとして、条約法条約第60条に言う重大な違反に基づく条約終了を否定し、仲裁手続は続けられた。*Croatia / Slovenia Arbitration, Partial Award* (30 June 2016).
- (17) *Croatia / Slovenia Arbitration, Final Award*, supra note 12, para. 1140.
- (18) Klein, supra note 2, p. 256.
- (19) もっとも、東ティモールが境界画定に加え、画定までの適切な移行のあり方および共同開発の終了までのプロセスについて調停を求め、オーストラリアが後二者は調停委員会の権限外であると反論した両国間の調停（後述）においては、第298条に基づく調停は、第74条3および第83条3も対象に含むとの見解が調停委員会によって示されている。*In the Matter of a Conciliation before a Conciliation Commission Constituted under Annex V to the 1982 UNCLOS between the Democratic Republic of Timor-Leste and the Commonwealth of Australia, Decision on Australia's Objection to Competence* (19 September 2016), paras. 93-97.
- (20) *Arbitral Tribunal Constituted pursuant to Article 287, and in Accordance with Annex VII of the UNCLOS, in the Matter of an Arbitration between Guyana and Suriname, Award* (17 September 2007), paras. 465-466.
- (21) *Ibid.*, paras. 467-470.
- (22) *Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Ghana and Cote d'Ivoire in the Atlantic Ocean, Request for the Prescription of Provisional Measures, Order*, paras. 99-101.
- (23) *Ibid.*, para. 102. 他方で、裁判部は、係争海域がコートジボワールに属することとなった場合、当該海域の資源に関する情報の処理如何によってはコートジボワールの権利に回復不能な侵害がもたらされるリスクがあるとして (*Ibid.*, para. 95)、ガーナに対して資源情報をコートジボワールの不利になるように使用することを禁じている。
- (24) 第1に、調停の対象は海洋法条約発効（1994年11月16日）後に生じた紛争に限られる。*Timor-Leste / Australia Conciliation, Decision on Competence*, supra note 19, para. 73-76. 自制義務違反を問題として調停を提起するのであれば、中国による係争海域でのガス田開発着手（2004年）を基準とすることが考えられるが、境界紛争自体は海洋法条約発効以前から継続していたとされる可能性があるろう。

第2に、島の領有権の在りかが判断の前提となるような海域については調停対象から外される。外交上、尖閣諸島をめぐる紛争は存在しないと主張することは合理的であるとしても、紛争解決手続においては、当事国間の法の見解の対立の有無として紛争の存否が客観的に定まることに鑑みれば (*I. C. J. Reports 1950*, p. 74; *I. C. J. Reports 1988*, p. 27)、紛争の存在を否定することは困難であり、同諸島周辺の海域については調停対象から外されることとなろう。

- (25) Klein, *supra* note 2, p. 257.
- (26) Y. Tanaka, “Article 83,” A. Proelss ed., *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary*, C.H. Beck, 2017, pp. 660–661.
- (27) オーストラリアは調停は二国間条約によって排除されるとの抗弁をなしたが、調停委員会は当該抗弁を退ける決定を下している。Timor-Leste / Australia Conciliation, *Decision on Competence*, *supra* note 19. 同判断については、玉田大「国連海洋法条約附属書V調停事件（東ティモール／オーストラリア）権限抗弁に関する決定（2016年9月19日）」『神戸法学雑誌』第66巻3・4号（2017年）、119–134ページも参照。
- (28) Press Release No. 9（1 September 2017）, available at <<https://pca-cpa.org/en/cases/132/>>.
- (29) 調停がもつ法的判断としての性質については、奥脇直也「国際調停制度の現代的展開」『立教法学』50号（1998年）、34–96ページ。
- (30) S. Yee, “Conciliation and the 1982 UN Convention on the Law of the Sea,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 44（2013）, p. 327.
- (31) ベリーズとグアテマラ間の領土および海洋をめぐる紛争について、2002年に米州機構（OAS）の枠組みにおいて出された調停勧告案は両国によって従われなかった。その後、OASの努力によって両国間のさまざまなレベルでの交流を図り信頼醸成に努めた結果、両国は2014年に両国間の経済・社会分野の関係を定める13の協定を締結している。さらに、2015年には、陸地および海洋の境界画定をICJに合意付託するため、それぞれが国内で付託のための手続をとることが合意されるに至り、両国関係の改善とともに領域紛争の解決への機運が高まっている。経緯については、<<http://www.oas.org/sap/peacefund/belizeandguatemala/>>を参照。
- (32) 奥脇直也「海洋紛争の解決と国連海洋法条約——東アジアの海の課題」『国際問題』第617号（2012年12月）、27ページ。なお、前述のクロアチア・スロベニア仲裁において、実定法上は必ずしも求められないかたちで自国領海に制限が課されることが予想されるにもかかわらず、実定法外の衡平に基づく解決に同意したクロアチアが、スロベニアによる信頼破壊的行為に接して仲裁の無効を主張することに転じた経緯からも、実定法の解釈に基づかない判断に基づいて紛争解決を導くために関係国の協力を確保することがいかに重要かがみてとれる。